

## 放課後児童クラブ利用に関する同意書

下記の記載事項をよくお読みの上、申請時に提出してください。

1. 児童クラブの開所時間内の利用となります。特に、お迎えの時間を守ってください。（18時まで迎えに来ることができない場合は、事前にクラブまで連絡願います。）
2. 児童クラブを欠席するときや、お迎えがいつもの方と違うときは必ず児童クラブへ連絡願います。
3. 児童クラブで身体の具合が悪くなった場合やけがをした場合は、応急処置を行い保護者の方へ連絡します。状況に応じて迎えに来てください。
4. 感染症（インフルエンザ等）により小学校への出席が停止された場合は、児童クラブも欠席となります。また、感染症や台風で小学校自体が休校、繰り上げ下校となる場合は児童クラブもお休みとなります。
5. おやつ・文具代（工作材料費）は毎月5日まで、各児童クラブの職員に直接納入となります。
6. 児童クラブ内での活動の際は職員の指示に従ってください。悪ふざけまたは乱暴な行為により、故意に施設や備品を壊し修繕費が発生した場合は、保護者の方にご負担をお願いするようになります。さらに他の児童に危害を加える等、児童クラブの管理運営に支障をきたすと判断した場合、登録を取り消すことがあります。
7. 登録申請の内容（勤務先、自宅、連絡先、一人帰りや一時外出）等に変更が生じたときは、速やかに児童クラブまたは町民課子育て支援係に変更内容をご相談ください。また、退職や育児休業等で登録要件を満たさなくなった場合は「終了届」を提出いただきます。
8. 1カ月以上、おやつの持ち帰りだけの利用や理由なく児童クラブへ出席しないときは、児童クラブの登録が必要ではないとみなし登録を取り消すことがあります。

新地町長 様

上記の記載事項をすべて確認しました。同意の上申し込みます。

令和 年 月 日

住所 新地町 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_